平成２３年（フ）第１２５１３号
東京都足立区中川１丁目20―３―313
債務者　小松　郷子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５４０号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目50―18―106
債務者　廣田　博子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　昌隆
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５４７号
東京都板橋区前野町３丁目26―７―302
債務者　小坂　　鈴
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　　理
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５４９号
神奈川県横浜市神奈川区七島町138―405
債務者　藤田　　博
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　　亨
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５５０号
神奈川県横浜市神奈川区七島町138―405
債務者　藤田　康美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　　亨
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５６１号
東京都北区東十条４丁目10―８―402
債務者　篠崎　里子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　義行
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５６２号
東京都足立区加賀２丁目６―16
債務者　佐藤多美江
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　義行
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３３号
北海道旭川市東光１条５丁目３番16号
債務者　臼井　利明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月26日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６号
宮崎県都城市安久町4315番地２
債務者　鬼束　雅智
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉谷　友和
4　破産債権の届出期間　平成23年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３６４９号
大阪府東大阪市東鴻池町４―７―７　シャトー丹下307号、住民票上の住所大阪府東大阪市東鴻池町１丁目７番５号
債務者　磯村いづみ
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６８号
大阪府枚方市出口１丁目２番16―1104号
債務者　上川　明久
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速見　禎祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６９号
大阪府枚方市出口１丁目２番16―1104号
債務者　上川　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速見　禎祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２３５号
茨城県土浦市神立町字前原444―２介護老人保健施設さくら、住民票上の住所茨城県土浦市白鳥町994番地21
債務者　石橋　春生
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字清地1070番地３
債務者　三上　京子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
埼玉県三郷市大広戸988番地１
債務者　ＯＳＫモーターこと　須田　光典
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係